

公益財団法人愛媛県教育会公益事業委託助成実施要項

1 目的

各地区教育会に公益目的事業を委託し、支援することにより、教育研究、研修及び学術文化的振興を図るとともに児童生徒の健全な育成や家庭・地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 委託先 地区教育会

3 委託対象事業の委託助成額・助成上限額

◎ 各地区教育会が実施する公益目的事業

(1) 教育研究、研修及び学術文化の振興に寄与する支援事業 (公3)

委託区分	助成額	助成上限額
教育研究・研修助成事業及び教育支援事業	・ 講演会（教育文化講演会） ・ 各地区研修会、教育研究会	2万円 + (200円×参加人数)
	・ 学習講座 (郷土の歴史・自然・文化探索研究、文化財めぐり、句碑めぐり) 等	5千円 + (100円×参加人数)
学術文化・芸術文化の振興事業	・ カルチャー教室 (俳句・川柳・ヨガ教室等) ・ 囲碁大会 ・ 郷土芸能教室 ・ 作品展（絵画、書道、生け花、文化展）等	5千円 + (100円×参加人数)
学力・スポーツの振興事業	・ 児童生徒の学習支援 (基礎学力の定着、土曜寺子屋、読み聞かせ教室、児童生徒の課題学習) 等 ・ スポーツ教室等	1万円 + (200円×参加人数)

(2) 家庭・地域社会の健全な発展を目的とする支援事業 (公4)

豊かな人間性を涵養する事業 ・花づくり等	5千円 + (200円×参加人数)	10,000円
地域の活性化事業 ・ボランティア活動 (親子清掃活動、奉仕活動) 等	5千円 + (200円×参加人数)	10,000円
教育相談事業 ・ふれあい相談（電話相談）等	1万円	10,000円

4 委託期間 会計年度1か年以内

5 助成の決定 審査委員会（常任委員会）の議を経て予算の範囲内で理事長が決定し、地区教育会に通知をする。

6 提出書類

(1) 申請方法 助成を受けようとする地区教育会は、様式「委託事業申請書」を理事長に提出するものとする。

(2) 成果報告 事業が終了したときは、様式「委託事業実施報告書」に関係書類等を添えて速やかに理事長に提出するものとする。

7 その他 公益目的事業の助成に関し、その他必要な事項については、理事長が別途定める。